

## 佐賀県告示第 212 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり主たる事務所の所在地及び事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和 3 年 7 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

事業所名称	開設者名称	主たる事務所の所在地		事業所所在地		変更年月日
デイサービスふれあい	特定非営利活動法人ふれあい	旧	武雄市武雄町大字武雄 5590 番地 1	旧	武雄市武雄町大字武雄 5590 番地 1	平成 25 年 3 月 6 日
		新	武雄市武雄町大字武雄 5542 番地 186	新	武雄市武雄町大字武雄 5542 番地 186	
ほうむ居宅介護支援事業所	有限会社タケダ建設	佐賀市駅前中央二丁目 9 - 12		旧	佐賀市大和町大字川上 3638 番地	平成 27 年 10 月 1 日
				新	神埼市千代田町大字境原 2120 番地 1	
志田病院居宅介護支援事業所	医療法人天心堂	鹿島市大字中村 2134 番地 4		旧	鹿島市大字中村 2195 番地 2	令和元年 6 月 1 日
				新	鹿島市大字中村 2111 番地 1	